

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案」等に関する意見募集の結果について

1. 概要

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案」(以下、「政令案」という。)及び「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」等(以下、「省令等案」という。)について、以下のとおりパブリックコメントを募集した。

- (1) 募集期間 : 平成 18 年 10 月 6 日(金)～11 月 10 日(金)
- (2) 告知方法 : 環境省、経済産業省、農林水産省ホームページ及び記者発表
- (3) 意見提出方法 : 郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれか

2. 提出件数

(1) 政令案

		意見提出者数(団体・個人)
民間企業関係	(特定事業者)	4
	(再商品化事業者)	28
	(その他の事業者)	0
事業者団体関係		13
自治体関係者		5
消費者団体・NPO等		5
個人その他		32
合計		87

寄せられた御意見等の概要及びこれに対する考え方は別添 1 のとおり。

(2) 省令等案

		意見提出者数(団体・個人)
民間企業関係	(特定事業者)	15
	(再商品化事業者)	78
	(その他の事業者)	0
事業者団体関係		40
自治体関係者		5
消費者団体・NPO等		9
個人その他		335
合計		482

寄せられた御意見等の概要及びこれに対する考え方は別添 2、別添 3 のとおり。

<参考：パブリックコメントに付した政省令等一覧>

(1) 政令案

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令

(2) 省令等案

【省令】

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

容器包装廃棄物の分別収集に関する省令の一部を改正する省令

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令

小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

小売業に属する事業を行う容器包装多量利用事業者の定期の報告に関する事項を定める省令

【告示】

容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針

特定事業者責任比率の一部を改正する件

再商品化義務総量の一部を改正する件

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量を定める件の一部を改正する件

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件

(別添1)

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)

番号	御意見等の概要	件数	御意見に対する考え方
----	---------	----	------------

1. プラスチック容器包装に係る燃料として利用される製品

1	固形燃料化の追加に反対するが、将来的に収集量が再商品化能力を上回った場合のみ、緊急措置としての導入は止むを得ない。従って、「緊急避難として追加する」という文言に改めるべきである。	29	改正容器包装リサイクル法に基づく「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針」において、従来の再商品化手法では円滑な再商品化の実施に支障を生ずる場合に、固形燃料等の燃料として利用される製品の原材料として緊急避難的・補完的に利用する旨、また、当該燃料の利用に当たっては、環境保全対策等に万全を期しつつ、特に高度なエネルギー利用を図る旨、定める予定です。
2	再商品化手法として固形燃料化を追加することは、容器包装リサイクル法本来の趣旨に反するため、反対する。マテリアルリサイクルの問題点については、技術開発、残渣の有効利用等方法を検討して解決すべきである。	21	固形燃料等の化石燃料の代替性の高い燃料への利用については、その燃料としての特性からエネルギー効率の高い施設において利用することができることから、従来の再商品化手法では円滑な再商品化の実施に支障を生ずる場合に、固形燃料等の燃料として利用される製品の原材料として緊急避難的・補完的に利用することとしたものです。
3	固形燃料化については、緊急避難的・補完的に利用する等の運用基準と、高度なエネルギー利用を図る等の利用基準を定め、運用管理を徹底した上で導入すべきである。	17	「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針」において、従来の再商品化手法では円滑な再商品化の実施に支障を生ずる場合に、固形燃料等の燃料として利用される製品の原材料として緊急避難的・補完的に利用する旨、また、当該燃料の利用に当たっては、環境保全対策等に万全を期しつつ、特に高度なエネルギー利用を図る旨、別途定める予定です。また、今後、具体的な運用指針について検討することとしています。
4	固形燃料化を緊急避難的・補完的措置とすることは、当該手法の利用拡大が阻害され、実用化が困難となる原因となるため、他の再商品化手法と同等に扱うべきである。	9	循環型社会形成推進基本法において、環境負荷の低減にとって有効と認められるとき以外は、再生利用を熱回収よりも優先するという基本原則が定められています。このため、従来の再商品化手法では円滑な再商品化の実施に支障を生ずる場合に、固形燃料等の燃料として利用される製品の原材料として緊急避難的・補完的に利用することとしたものです。
5	多様なリサイクル手法が導入されたことは評価できる。	3	政令案の内容に賛成する御意見と理解します。
6	既に圧縮又は破碎することにより均質になっており、これ以上無駄な費用をかける必要はないので、「一定の形状に成形したもの」の部分は削除すべきである。	1	固形燃料等としての性格を限定し、その外縁を明確化するためには、形状が一定のものであることを要件とする必要があると考えております。
7	現在RPFの売却は困難と聞いている。RPFはプラスチックが完全に溶融化されていないため、溶融化されている物に比べ日本容器包装リサイクル協会規定の極微量の塩素濃度測定(JIS Z 7302-6法)では塩素濃度のバラつきが発生し、又故意的なサンプリングにより塩素濃度等の品質管理が困難との情報もある。固形燃料についても溶融固化物にすべきである。	1	固形燃料等の品質については、今後、運用指針を検討することとしております。
8	新たに認めようとする熱回収については、熱利用効率等一定の条件を付すものであり、市町村が廃棄物を燃やし余熱を利用するケースとは、熱利用効率等の点で大きく異なることについて、その理解を促進するため周知徹底を図る必要がある。	1	「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針」において、固形燃料等の利用に当たっては、環境保全対策等に万全を期しつつ、特に高度なエネルギー利用を図る旨、定める予定であり、その内容について周知を図ってまいりたいと考えております。

番号	御意見等の概要	件数	御意見に対する考え方
----	---------	----	------------

2. 事業者による排出の抑制を促進するための措置に関する規定

指定容器包装利用事業者の業種			
9	容器包装の使用の合理化を行うことが特に必要な業種を「小売業」に限定せず、「中身メーカー」を含めたすべての容器包装利用事業者とすべき。また、発生抑制に加え、再使用容器の利用を促進するための措置を設けるべきである。	28	改正容器包装リサイクル法において、指定容器包装利用事業者の業種は「容器包装の過剰な使用の抑制その他の容器包装の使用の合理化を行うことが特に必要な業種」とされています。小売業については、容器包装の使用量が多いこと、マイバッグ等を持参するなどの代替手段によって使用量の低減が可能であること、既に一部の小売業者が使用を抑制する取組を進めており一定の成果を得ている一方事業者間の取組に差がみられることなどから、「容器包装の過剰な使用の抑制その他の容器包装の使用の合理化を行うことが特に必要な業種」として指定したものです。その他の業種については、今後必要に応じて、容器包装リサイクル法や資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく措置等を検討してまいります。また、リターナブル容器の利用の促進に向けて、リターナブル容器の普及の可能性のある新たなビジネスモデルの導入の支援等を行うこととしております。
10	容器包装の使用の合理化を行うことが特に必要な業種を「小売業」に限定するべきではない。飲料メーカーなど、特にリターナブル容器の利用が衰退してきている業種を指定容器包装利用事業者に加えるべきである。	1	容器包装リサイクル法は商品の容器及び包装を対象としており、クリーニング業で提供されるようなサービスに付随する容器及び包装は本法の対象外です。
11	小売業に加えてプラスチック袋の使用量の多いクリーニング業も対象とすべきである。	1	小売業に属する事業において容器包装を用いる事業者を対象としていることから、対象となる容器包装が、小売業に属する事業において、(すなわち、小売段階で)その販売する商品を入れ、又は包むもの(例えば、レジ袋、トレイ、ラップ、ロール袋、紙袋、段ボール等)に限定されることは明らかであると考えております。
12	排出抑制の対象である容器包装が、小売段階で付されるレジ袋、トレイ、ラップ、ロール袋等に限定されることを明らかにすべきである。	1	改正容器包装リサイクル法において事業者による排出の抑制を促進するための措置に関する規定の主務大臣は、容器包装を用いる商品の実態を踏まえて措置を行う必要があることから、その事業者が容器包装を用いて行う事業を所管する大臣(事業所管大臣)とされています。なお、事業所管大臣が判断の基準となるべき事項を定めようとするときは、環境大臣と協議することとされており、また、環境大臣は判断の基準となるべき事項に関して、事業所管大臣に意見を述べるができることとされています。こうした役割分担の下で、改正容器包装リサイクル法を適切に施行してまいります。
13	指定容器包装利用事業者の業種については、多くの省が関係しているので確実に実施できることを環境省が責任をもってすすめていくべきである。	1	改正容器包装リサイクル法において事業者による排出の抑制を促進するための措置に関する規定の主務大臣は、容器包装を用いる商品の実態を踏まえて措置を行う必要があることから、その事業者が容器包装を用いて行う事業を所管する大臣(事業所管大臣)とされています。なお、事業所管大臣が判断の基準となるべき事項を定めようとするときは、環境大臣と協議することとされており、また、環境大臣は判断の基準となるべき事項に関して、事業所管大臣に意見を述べるができることとされています。こうした役割分担の下で、改正容器包装リサイクル法を適切に施行してまいります。
14	検討の方向に賛同する。	1	政令案の内容に賛成する御意見と理解します。

番号	御意見等の概要	件数	御意見に対する考え方
----	---------	----	------------

容器包装多量利用事業者の要件

15	50トン未満は野放しということにならない様、年度を追って規定量を下げていく方向を目指すべきである。	1	事業者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進の状況を踏まえて適切に対応してまいります。
16	検討の方向に賛同する。	1	政令案の内容に賛成する御意見と理解します。

容器包装多量利用事業者に対する命令に際して意見を聴く審議会等

17	容器包装廃棄物の発生抑制の取組が不十分であるかを判断するための、削減数値目標を設定すべきであり、特にレジ袋に関しては、削減数値目標を80%とすべきである。	27	事業者の中には、既に自主的にレジ袋の使用を相当程度削減しているものも存在する一方、地域や業態によっては立ち寄り客が多いなどの事情があり、レジ袋の削減効果の表れ方は一様ではありません。このため、一律にレジ袋の使用の削減目標を設定することは適当ではないと考えております。
18	容器包装多量利用事業者に対する命令に際し、意見を聴く審議会等については4審議会にわたっているため、政令の趣旨が貫徹できるような進め方が必要である。	1	改正容器包装リサイクル法において事業者による排出の抑制を促進するための措置に関する規定の主務大臣は、容器包装を用いる商品の実態を踏まえて措置を行う必要があることから、その事業者が容器包装を用いて行う事業を所管する大臣(事業所管大臣)とされています。関係省庁間において運用面で大きな差異が生じないように適切に連携してまいります。
19	「取組が著しく不十分である」についての解釈を明らかにすべきである。また、不十分と判断された場合、何を基準として勧告に係る措置を命ずる所管省庁や担当審議会が決定されるかを明確にすべきである。	1	例えば、原単位(販売額当たりの容器包装使用量等)が著しく増加している場合や判断の基準となるべき事項に定められた取組をまったく行っていない場合は「容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進の状況が判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるとき」に該当します。また、改正容器包装リサイクル法において事業者による排出の抑制を促進するための措置に関する規定の主務大臣は、その事業者が容器包装を用いて行う事業を所管する大臣(事業所管大臣)とされています。なお、各事業と事業所管大臣及び審議会との具体的な対応関係については、今後、周知してまいりたいと考えております。

報告徴収事項

20	容器包装多量利用事業者から、容器包装廃棄物の発生抑制を促進するための措置の実施状況に関する事項を広く国民に情報公開すべきである。	27	政令案の報告徴収事項は定期報告だけでは個々の事業者に対する勧告の要否を確実に判断することが困難な場合にも適切に対応できるようにする趣旨のもので、定期報告は個々の事業者に対する勧告等の措置の必要性を判断するためのものではありませんが、事業者から報告された内容には、容器包装の使用の合理化に関する取組の全般的な評価を行っていく上で役立つものも含まれることから、集計・整理した上で、適切な形で公表することを考えております。
21	報告徴収事項について基本的に賛成である。	1	政令案の内容に賛成する御意見と理解します。

権限委任

	なし		
--	----	--	--

関係審議会令の改正

	なし	3	
--	----	---	--

番号	御意見等の概要	件数	御意見に対する考え方
----	---------	----	------------

その他・全般			
22	法律の附帯決議等に従って、自主行動計画について審議会で点検し、取組みが不十分な事業者に対して勧告、公表、命令等の措置を講ずることを政令に定めるべきであり、コ-ヒ-ショップやファストフード店等販売施設内で供される容器などについて、再使用容器の利用が望ましい形態について事業者及び消費者双方の立場から幅広い検討を行い、必要な措置を講ずることを政令に定めるべきである。	28	事業者の自主行動計画については、審議会等においてフォローアップを行っていくこととしておりますが、自主行動計画は法に基づくものではないため、自主行動計画に関する措置について政令で定めることはできません。また、自社施設内におけるリターナブル容器の利用の促進については、容器包装リサイクル法に基づいて措置を講ずることは困難ですが、事業者の自主的な取組を支援してまいりたいと考えております。
23	「材料リサイクル優先」の入札制度の全面的見直し。材料リサイクル優先が、再商品化費用の高止まりになっている。	6	今回の政令案に対する御意見ではありませんが、今後の施策の参考とさせていただきます。
24	再商品化手法の評価については、有識者、消費者、自治体、特定事業者等による委員会を設置し、手法間での適切なLCA評価を実施する等、客観性、透明性を高めた技術的評価を行うべきである。	4	LCA手法を活用した再商品化手法に関する技術的見地からの評価及び検討を実施することとしており、その旨、「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針」に定める予定です。
25	「指定容器包装利用事業者の業種」や「容器包装多量利用事業者の要件」等を定めることは一つの仕切りであると考えられるが、一方では、依然として「ただ乗り事業者」が多く存在している。こうした状況下、まじめに再商品化義務を履行している事業者に、定期報告が義務付けられ、また、その取組に対する評価次第では勧告・公表等が行われる状況に対し、ますます制度の不合理性や不公平性を感じるようになる。「ただ乗り事業者の捕捉」を確実にしていくことが必要不可欠である。	2	再商品化義務を履行しない、いわゆるただ乗り事業者の存在は、再商品化義務を負う事業者間の公平性や容器包装リサイクル制度全体の持続可能性に関わる問題であると考えており、引き続きその実態把握に努め、厳正に対処してまいります。

(別添2)

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)

番号	御意見等の概要	件数	御意見に対する考え方
----	---------	----	------------

1 ポリエチレンテレフタレート製の容器(ペットボトル)に係る区分の見直し

1	リサイクルを推進のための望ましい見直しであり、平成20年4月の施行とせず、施行日をより早めるべきである。	28	ペットボトルは一部のものを除き、再生利用を容易に行うことができるため、できる限り早く措置するべきですが、一方、飲料又はしょうゆを充てんするためのペットボトルと同等以上の再生利用への適性をもつ商品について検討するとともに、消費者、市町村へ周知する期間を十分確保する必要がありますことから、平成20年4月の施行としたものです。
2	その他プラスチックに分類されているポリエチレンテレフタレート製の容器包装は、素材としてポリエチレンテレフタレートを使用しているながら、分類上、ポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン等のポリオレフィンと混在して再商品化され、ケミカルリサイクルが容易であるという特徴が活かされていない。これらの容器包装をポリエチレンテレフタレート製の容器区分として、ボトルtoボトルなどの完全循環型リサイクルに供することは3Rのリデュースにも貢献し、その他プラスチック容器包装の処理コスト削減に繋がると考える。	3	今回の区分の見直しの対象となるペットボトル以外の容器包装については、現状では再生利用への適性等の観点から対象とすることは困難です。
3	改正後も対象外となるポリエチレンテレフタレート製容器は新たな区分とし、ペット単素材として再商品化するよう制度変更をすべきである。	2	新たな区分の設定に関しては、市町村による分別収集や再商品化の在り方に関する総合的な検討が必要であり、今後の参考とさせていただきます。
4	ボトルtoボトルの技術を活用すれば、ポリエチレンテレフタレート製の食用油容器、シャンプー容器、医療品容器、卵パック、トレイなどもリサイクルが可能であることから、ポリエチレンテレフタレート製容器包装区分枠を拡大し、より適切なリサイクルを促進すべきである。	2	今回の区分の見直しの対象となるペットボトル以外の容器包装については、現状では再生利用への適性等の観点から対象とすることは困難です。
5	ポリエチレンテレフタレート製容器(ペットボトル)に関しても、消費者が分別排出できるよう形状等の製造段階における規制が必要である。また、ペットボトルのリターナブル制について積極的な検討が必要であると考える。	1	ペットボトルの製造段階における措置としては、資源有効利用促進法に基づく識別表示の義務付けの他、今般改正される基本方針において、再商品化等が容易となる材料及び構造面での工夫等を可能な限り行う必要がある旨を規定することとしております。 ペットボトルの再使用に関しては、今回の意見募集の対象外ですが、今後の参考とさせていただきます。
6	「ペットボトルの識別表示区分の見直し」に賛成である。	2	省令案の内容に賛成する御意見と理解します。
7	消費者への広報が必要であり、店頭回収の促進のため、廃棄物処理法の対応を望む。	1	今回の意見募集の対象外ですが、今後の参考とさせていただきます。
8	容器包装区分の変更については、分別する市民に混乱を生じる恐れがあるため、新たにペットボトルに区分されることとなる容器を用いた商品の製造・販売に係る事業者も、積極的に広報等を行うべきである。	1	事業者が、容器包装に適切な材質等の表示、素材別に分離が容易な構造、材料の工夫を行うこと等、分別排出及び分別収集がより容易な容器包装の製造、利用について検討するとともに、容器包装廃棄物の洗浄や減容化等消費者による適正な分別排出を促進するための必要な情報の提供に努めることが必要である旨を、今般改正される基本方針に位置付けることとしております。
9	ペットボトルとは異なる、新しい区分(その他ポリエチレンテレフタレート製容器等)を作るべきである。	1	新たな区分の設定に関しては、市町村による分別収集や再商品化の在り方に関する総合的な検討が必要であり、今後の参考とさせていただきます。
10	「ペットボトルと同等以上の再生利用への適性を有しているもの」の判断基準を、品目による選別から、リサイクル処理上要求される条件を明確にし、製造・利用事業者の責任の下、該当物にペットボトルの識別表示を表示することによる選別に切り替える方向で検討して欲しい。	1	ペットボトルの再商品化の質を確保する観点から、区分の対象とする容器については、主務大臣が個別に指定して限定することが適切と考えております。

2 再商品化計画の策定期限の1年前倒し

11	費用の見込みは指定法人が市町村から引き取る量を基礎とすべきである。	2	今回の省令案に対する御意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。
----	-----------------------------------	---	--

12	改正容器包装リサイクル法の完全実施のために、再商品化計画の策定時期の1年前倒しに賛成する。	1	省令案の内容に賛成する御意見と理解します。
13	1年前倒ししても、平成20年度から開始する資金拠出制度のための費用の見込みには間に合わない。	1	資金拠出制度における再商品化に要すると見込まれた費用の総額については、平成20年を初年とする分別収集計画や再商品化計画を動案して算定することを検討しており、その詳細については今後検討することとしています。
14	市町村の実績報告義務についての規定を設けるべきである。	1	今回の省令案に対する御意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。
15	調査の始期を1年早めることだけでなく、調査内容も見直すべきである。	1	今回の省令案に対する御意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。
16	実績収集量と計画値との乖離ができるだけ少ないものとなるよう検討すべきであり、拠出金の算定には、実績値と計画値との差が、客観的かつ定量的に把握できるような仕組みとすべきである。	1	今回の省令案に対する御意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。

3 再商品化義務量の簡易算定方式の変更

17	簡易算定方式において自主回収量の控除と併せて、再生容器包装の使用量も控除する制度が必要である。	175	排出見込量の算定に当たっては、市町村により収集されないこととなる容器包装については再商品化義務対象から除くべきという趣旨に基づき、特定事業者が販売等した容器包装の量から特定事業者が自主回収した量及び事業活動により費消された量を控除することとしております。再生容器包装の使用は、市町村による分別収集量の減少に直接寄与しないため、再商品化義務量から控除することとしておりません。
18	再生容器包装を使用することに対してモインセンティブを与える制度にすべきである。	67	再生容器包装の使用は、市町村による分別収集量の減少に直接寄与しないため、再商品化義務量から控除することとしておりませんが、今後の参考とさせていただきます。
19	リターンブル容器利用を支援する規定が一部しかない中では、評価できる変更であるが、将来的には、「事業活動により費消した容器包装」についても容器包装リサイクル法の対象となるように法律そのものを改正すべきである。	30	事業系の容器包装については、排出者責任などに則り、その多くがリサイクルされるようになっていることから、容器包装リサイクル法では、市町村が収集する容器包装のみを対象としているものです。
20	再生容器包装の使用を推進することが必要である。	20	再生容器包装の使用は、市町村による分別収集量の減少に直接寄与しないため、再商品化義務量から控除することとしておりませんが、今後の参考とさせていただきます。
21	小売業者に再生容器包装を使用する事業者と使用しない事業者に差をつけるべきである。	7	再生容器包装の使用は、市町村による分別収集量の減少に直接寄与しないため、再商品化義務量から控除することとしておりませんが、今後の参考とさせていただきます。
22	容器包装リサイクル法の枠組みの中で経済的手法を用い、再生製品の受け皿も制度化されるべきである。	2	今後の参考とさせていただきます。
23	容器包装リサイクル法にも事業者を支援するトップランナー方式を盛り込んで欲しい。	2	今後の参考とさせていただきます。
24	回収を促進する効果は期待できるが、混乱を回避する効果は疑問である。	2	制度の変更については、今後、周知徹底に努めてまいります。
25	店頭回収の拡大と、再生容器の使用を平行して進めていくべきである。	1	基本方針案の「容器包装廃棄物の分別収集に積極的に取り組むべき地域に関する事項及び容器包装廃棄物の分別収集の促進のための方策に関する事項」に、事業者が店頭回収の促進を図ることが望ましいことについて盛り込むこととしています。 また、同じく「分別基準適合物の再商品化等の促進のための方策に関する事項」に、分別基準適合物の再商品化等をして得られた物等の利用等の推進について盛り込むこととしています。

26	可能な限り発生源において再生製品が使用されるような制度を考えるべきである。	1	基本方針案の「分別基準適合物の再商品化等の促進のための方策に関する事項」に、分別基準適合物の再商品化等をして得られた物等の利用等の推進について盛り込むこととしています。
27	店舗における自主的なリサイクル活動をよりバックアップしてほしい。	1	今後の参考とさせていただきます。
28	控除の条件について明確な解釈を示してほしい。	1	控除の対象となる量については、施行規則第10条第1項第3号において規定されています。

4 自主回収認定に関する定期報告事項

29	自主回収の努力が評価されるために、定期報告事項が、正確になされることは重要である。	1	省令案に賛成する御意見と理解します。
----	---	---	--------------------

5 特定容器包装利用事業者に係る事業系比率

30	利用事業者の事業系比率と製造事業者の比率が大きく異なるのは理解できず、調査に対する信頼性が疑問であるため精査を要望する。	2	可能な限り実態を反映するべく、調査結果から拡大推計しているものです。引き続き精度向上に努めてまいります。
31	事業所から排出される個人消費向けの容器包装についても、排出実態は家庭のものと同様であり、排出者責任を踏まえた費用負担のルールの下、容器包装リサイクル法のルートを用いて再商品化が可能となるよう、今後検討すべきである。	1	事業系の容器包装については、排出者責任などに則り、その多くがリサイクルされるようになっていることから、容器包装リサイクル法では、市町村が収集する容器包装のみを対象としているものです。

容器包装廃棄物の分別収集に関する省令の一部を改正する省令(案)

番号	御意見等の概要	件数	御意見に対する考え方
----	---------	----	------------

1 ポリエチレンテレフタレート製の容器(ペットボトル)に係る区分の見直し

32	基本的な方向に賛同する。加えて、市町村の消費者への分別排出方法の適切な案内が必要。また、新たに対象となる容器へのわかりやすい表示が徹底されること、注ぎ口やキャップなど「プラスチック」に区分される部分の分離容易性の配慮など、メーカーに対する指導を強める事も必要である。	5	市町村による消費者への周知については、改正前の基本方針に規定されています。 また、事業者については、資源有効利用促進法に基づく識別表示の義務付けに加え、「容器包装に適切な材質等の表示、素材別に分離が容易な構造、材料の工夫を行うこと等、分別排出及び分別収集がより容易な容器包装の製造、利用について検討するとともに、容器包装廃棄物の洗浄や減容化等消費者による適正な分別排出を促進するための必要な情報の提供に努めることが必要」である旨を、今般改正される基本方針に位置付けることとしております。
33	消費者に対する国の積極的な広報が必要であり、事業者に対しても指導を徹底すべきである。	2	事業者については、資源有効利用促進法に基づく識別表示の義務付けに加え、「容器包装に適切な材質等の表示、素材別に分離が容易な構造、材料の工夫を行うこと等、分別排出及び分別収集がより容易な容器包装の製造、利用について検討するとともに、容器包装廃棄物の洗浄や減容化等消費者による適正な分別排出を促進するための必要な情報の提供に努めることが必要」である旨を、今般改正される基本方針に位置付けることとしております。 また、国の取組としても、消費者への情報提供に努める旨規定することとしています。
34	みりん風調味料、食酢、調味酢、しょうゆ加工品、ノンオイルドレッシング等を充てんするためのペットボトルは、内容物の粘度、残香等の性状が同様であるため、ペットボトルに区分されるものとしてリサイクルすることが適切である。	1	現在、再生利用が容易なものとしては、食酢、しょうゆ加工品(めんつゆ等)、ドレッシング(ノンオイルのもの)等が充てんされたペットボトルを想定しておりますが、今後、更に検討してまいります。
35	「ペットボトルと同等以上の再生利用への適正を有しているもの」に、「芳香消臭剤」で使用されるポリエチレンテレフタレート製容器も含まれると考えるため、ペットボトルに係る区分に「芳香消臭剤」を加えて欲しい。	1	現在、再生利用が容易なものとしては、食酢、しょうゆ加工品(めんつゆ等)、ドレッシング(ノンオイルのもの)等が充てんされたペットボトルを想定しておりますが、今後、更に検討してまいります。

2 市町村分別収集計画の前倒し

36	資金拠出の基礎となる分別収集見込量を実態に即した内容とするため、平成19年度において「市町村分別収集計画等」及び「再商品化計画」の見直しが必要である。特に、分別収集見込量と実績値を公表する等透明性の確保が必要である。	1	前半：省令案の内容に賛成する御意見と理解します。 後半：今回の省令案に対する御意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。
37	資金拠出の算定基礎となる見込量は、市町村の「分別収集量見込量」ではなく、市町村の「指定法人への引渡し見込量」であることは明らかである。	1	今回の省令案に対する御意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。

特定容器製造業者等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令(案)

	番号	御意見等の概要	件数	御意見に対する考え方
1 再商品化義務量の簡易算定方式の変更				
	38	基本的な方向に賛同する。加えて、店頭回収方式による容器包装のリサイクルに関して、廃棄物処理法等関連法における位置づけを明確化して欲しい。	1	省令案に賛成する御意見と理解します。 関連法における位置付けについては、今回の意見募集の対象外ですが、今後の参考とさせていただきます。
	39	基本的な方向に賛同。加えて、リユース容器促進策として、「規格統一されたリユースびんを一定基準購入した」ボトルにも再商品化義務量算定の中でその数量が反映されるようにすべきであり、18条認定にあたっても考慮されるよう制度改正を望む。同時に、18条認定基準を名目70%、運用上60%位までに下げたべきではないか。	1	改正前の容器包装リサイクル法第18条に定める認定制度は、事業者の販売等する容器包装のおおむね90%に相当する量を当該事業者が自ら又は他者に委託して回収する場合に、市町村の回収量を減少し、ひいては再商品化義務総量の減少に寄与することの重要性に鑑みてインセンティブを与えるものであり、このため購入数量を反映することはできません。 本認定制度の基準については、リターナブル容器の利用促進の観点から引き続き検討します。
	40	基本的な方向に賛同する。加えて、事業所から排出される個人消費向けの容器包装についても、排出実態は家庭系と同様であり、容器包装リサイクル法のルートを用いて再商品化が可能となるよう、検討すべきである。	1	省令案に賛成する御意見と理解します。 事業系の容器包装については、排出者責任などに則り、その多くがリサイクルされるようになっていることから、容器包装リサイクル法では、市町村が収集する容器包装のみを対象としているものです。
2 特定容器製造等事業者に係る事業系比率				
	41	事業系比率の調査結果が、容器利用事業者と容器製造事業者とで、大きく異なっている事が理解できない。利用事業者における事業系比率が製造事業者にも一本化されるべきではないか。	1	可能な限り実態を反映するべく、調査結果から拡大推計しているものです。引き続き精度向上に努めてまいります。
	42	事業所から排出される個人消費向けの容器包装についても、排出実態は家庭系と同様であり、容器包装リサイクル法のルートを用いて再商品化が可能となるよう、検討すべきである。	1	事業系の容器包装については、排出者責任などに則り、その多くがリサイクルされるようになっていることから、容器包装リサイクル法では、市町村が収集する容器包装のみを対象としているものです。

容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針(案)

番号	御意見等の概要	件数	御意見に対する考え方
----	---------	----	------------

前文			
43	使用済みペットボトル等の海外への輸出により、国内における再商品化の安定的な実施に既に悪影響が及んでいることを明記するとともに、輸出業者に対してクレームを出すシステムを導入する等、具体的な方策を検討すべきである。	10	我が国で収集された使用済みペットボトル等が、海外へ輸出されており、我が国における再商品化の安定的な実施に支障が生ずるおそれがあるとの現状認識を示すとともに、再商品化の安定的な実施を図るための有効な措置として、市町村に指定法人等への円滑な引き渡し等を明確に求めることとしております。
44	容り法の現在と今後に関する記載だけでなく、これまでの効果についても言及すべきである。	1	これまでの効果を適切に踏まえ、今後行うべき施策の方針を規定することとしております。
45	基本方針案について概ね賛成である。	2	本案の内容に賛成する御意見と理解します。

基本的方向			
46	環境問題並びにリサイクルの促進対策として取り組むには、生活者の環境リサイクルに対する意識改革を図るように、全省庁が予算を計上して取り組む必要がある。	1	国及び地方公共団体は、環境の保全に資するものとしての容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化等の促進の意義に関する知識について、消費者、関係団体、事業者等との連携協力の下、広く国民への普及、啓発を図るべき旨を規定しております。
47	「相互の連携協力」には、全てにおいて各主体を束ね引っ張っていくリーダーの存在が不可欠であり、国や自治体がこの役割を担うべきである。	1	国や地方公共団体の役割は大きいと考えており、今後、国としても先進事例を紹介すること等を通じて、連携協力を進めてまいります。また、各主体間の相互の連携協力をより一層効果的に実現するためには、国、地方公共団体のみならず、事業者、消費者等のすべての関係主体がそれぞれの立場から主導的に取組を推進することが重要です。
48	容器包装を削減することが最も重要であるため、容器を繰り返し使用する方策について、より強調すべきである。	1	御意見の趣旨については、基本方針案に盛り込まれていると理解しています。

排出抑制を促進する方策			
49	地方自治体が作成する分別収集計画は非常に重要であることから、計画の背景と計算根拠も公表すべきである。	10	地域における容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、分別収集計画を公表することは重要であり、必要に応じて、計画策定の根拠となる情報や過去の計画の実績等を併せて公表することが望ましいと考えております。
50	事業者が定める使用削減目標については、目標の定め方やその結果の評価に対する不信感や不平等感が事業者の間で生じないよう、目標の作り方や定期報告について要件を明確に定めるべきである。	4	事業者が判断基準に基づき適切に取組を進められるよう、解説等の整備を行う予定です。
51	容器包装の使用削減には、製造メーカーを含む全ての事業者が取り組む必要があるため、使用合理化を図るための目標を定めるのは「小売業に属する事業を行うもの」と限定すべきでない。	3	指定容器包装利用事業者の業種は、容器包装の使用量が多く、かつ、代替手段の活用等による容器包装の使用削減の余地が大きいことから、小売業に属する事業者が政令で定められたものです。それ以外の事業者に対する措置については、事業者の取組状況等を踏まえ、今後必要に応じて検討することとしています。
52	普及啓発を行う際には、業者の取組姿勢を批判する内容に偏らないよう、容器包装廃棄物排出抑制推進員への指導を徹底して欲しい。	1	今後の施策の参考とさせていただきます。
53	国の取組として、リターナブル容器の利用促進を盛り込むべきである。	1	「簡易包装やリターナブル容器の使用等容器包装廃棄物の排出の抑制について、その促進に必要な方策等に関する調査研究を行うとともに、先進的取組の積極的な評価を実施すること」を国の取組として、基本方針案に盛り込んでおります。

54	消費者の排出の抑制を促進するために購入等すべき商品の例示として、「用いられている素材の種類が少ない容器包装を用いている商品」を追加するべきである。	1	素材の種類が少ない容器包装については、消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制に寄与しない場合も考えられないためここでは規定していません。 なお、再商品化の促進に寄与する場合もあることから、基本方針の「分別基準適合物の再商品化等の促進のための方策に関する事項」の中で、再商品化等が容易となる材料及び構造面での工夫を可能な限り行う必要がある旨を規定しております。
----	---	---	--

積極的に取り組むべき地域に関する事項、及び分別収集を促進する方策

55	質の高い再商品化は、より分別しやすい容器包装の製造・利用、新たなリサイクル技術の開発など、事業者の取り組みによって実現すべきであることから、「製造・利用についての検討が必要である」という文言から、「製造・利用すべきである」といった表現に改めるべきである。	6	質の高い再商品化は、事業者が分別排出及び分別収集がより容易な容器包装の製造、利用について検討を進めるだけでなく、消費者による分別排出、市町村による分別収集を適切に進める必要があります。
56	店頭回収をより促進すべきである。	5	事業者による店頭回収については、多様な回収ルートの確保による分別収集等の促進及び住民の意識向上への効果が期待されることから、その促進を図ることが望ましい旨、基本方針案に盛り込んでおります。
57	国は、分別基準適合物に関する方針の“全国共通化”を図るとともに、市町村への指導・監督を徹底すべきである。	2	容器包装廃棄物の分別収集に関する省令で分別基準を定めており、分別収集方法についても必要な周知を図ることとしています。
58	容器包装の製造・利用についての検討により容易となるのは、市町村による「分別収集」よりも、むしろ市民による「分別や洗浄」であるので、「分別や洗浄がより容易な容器包装の製造・利用についての検討が必要であることを追加。」とすべきである。	1	市町村及び消費者双方の取組に寄与することから、「分別排出及び分別収集がより容易な容器包装の製造、利用について検討」と規定することとしております。
59	住民・自治体に過度の負担となる品質厳格化は、安易な焼く・埋めるへの逆戻りを助長しかねないため、その他プラスチックのペール品質については、10%の異物混入率を許容すべきである。	1	今回の基本方針案に対する御意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。
60	国が容器包装廃棄物の異物混入基準と混入率を定めるべきである。	1	今回の基本方針案に対する御意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。

円滑な引渡しと適正処理

61	自治体による独自処理についても、指定法人ルートと同様に、再商品化事業者等に対する厳しい条件を課す等、再商品化実績の管理を徹底すべきである。	9	御趣旨は、基本方針案に盛り込まれていると理解しています。
62	貴重な国内循環資源は、循環型社会の実現のため、国内循環システムに投入することを大原則とすべきである。	8	容器包装廃棄物の国内における円滑な引渡しの観点から追加される規定であり、基本方針案に盛り込まれていると理解しています。
63	地方自治体の実情に応じて、一部の独自処理ルートも認めて欲しい。	3	市町村の実情に応じ指定法人等に引き渡されない場合にあっては、再商品化施設能力を勘案するとともに、分別収集された容器包装廃棄物が環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認することが必要である旨を基本方針案に盛り込んでおります。
64	指定法人等に分別基準適合物を引き渡した場合であっても、地方自治体が直接、再商品化の履行確認をできるようにすべきである。	1	分別基準適合物の引渡しを受けた指定法人等によって、適切に再商品化の履行状況を確認することとしています。

再商品化等を促進する方策			
65	市民が分別したものを燃やすことは容り法の精神と反することから、固形燃料化を再商品化手法として加えるべきでない。	20	固形燃料等の化石燃料の代替性の高い燃料への利用については、その燃料としての特性からエネルギー効率の高い施設において利用することができることから、従来の再商品化手法では円滑な再商品化の実施に支障を生ずる場合に、固形燃料等の燃料として利用される製品の原材料として緊急避難的・補完的に利用することとしたものです。
66	固形燃料化には高度なエネルギー利用を図ることが要件として課せられているが、これが現基本方針における紙製容器包装の「高度なエネルギー利用」をさらに大幅に上回る利用との解釈であれば、条件が厳しすぎる。これらの制限をなくすべきである。	15	紙製容器包装の場合と異なり、緊急避難的・補完的な位置付けであることを踏まえ、特に高度なエネルギー利用を図ることが必要と考えています。
67	マテリアルリサイクルの市場占有率の増大は、プラスチック製容器包装の再商品化率の低下と残渣発生量の増加を来し、その結果、リサイクルの推進によって、環境負荷の増大を招くことになる。従ってマテリアルリサイクルの優先性に一定の制限を設けるべきである。	15	今回の基本方針案に対する御意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。
68	緊急避難的・補完的に利用すること及び、環境保全対策等に万全を期しつつ利用するのであれば、プラスチック製容器包装の再商品化手法として固形燃料化を追加してもよい。	8	本案の内容に賛成する御意見と理解します。
69	「燃料として利用」については、石灰焼成炉等、現存の工業プロセスでの化石燃料代替の技術開発等も行われている。これらの新しい利用技術に対し、資源の有効利用や環境負荷低減の適正な評価を行い、新しい再商品化手法として検討に加えるべきである。	3	LCA手法を活用した再商品化手法に関する技術的見地からの評価及び検討を実施することとしており、その旨、基本方針に定める予定です。
70	ポリプロピレンとポリエチレン製の容器包装をマテリアルリサイクル向け限定として識別表示を付し、他と区別して分別収集することは、製品品質の向上と残渣の低減にとって有効な手段であるため、早急を実施すべきである。	3	今回の基本方針案に対する御意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。
71	国や指定法人は、材料リサイクル事業者の再商品化実態を調査し、製造された再商品化物が最終的にどのような製品に加工され、健全な市場性を持って流通されているかどうかまで把握すべきである。	2	今回の基本方針案に対する御意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。
72	プラスチック製容器包装の再商品化能力に係る需給逼迫は、ケミカルリサイクルの多様化・能力増強、新規技術の開発などの方向で解決すべきである。	1	今回追加される固形燃料等の燃料としての利用は、従来の再商品化手法では円滑な再商品化の実施に支障を生じる場合に用いることとされています。
73	プラスチック製容器包装の固形燃料等の原材料としての利用は、「環境保全対策等に万全を期しつつ、特に高度なエネルギー利用を図る」のであれば、むしろ再商品化手法としては、マテリアルリサイクルよりも優先されるべきである。	1	循環型社会形成推進基本法において、環境負荷の低減にとって有効と認められるとき以外は、再生利用を熱回収よりも優先するという基本原則が定められています。このため、従来の再商品化手法では円滑な再商品化の実施に支障を生ずる場合に、固形燃料等の燃料として利用される製品の原材料として緊急避難的・補完的に利用することとしたものです。

再商品化促進に向けた知識の普及			
74	普及啓発については、国の役割をより強調すべきである。	2	御趣旨は、基本方針に盛り込まれていると理解しています。

排出抑制、及び再商品化の促進に関する重要事項			
75	再商品化手法の評価検討に際しては、市民や自治体、関係事業者を含む検討を行い、内容を公開すべきである。	30	LCA手法を活用した再商品化手法に関する技術的見地からの評価及び検討を実施することとしており、その旨、基本方針に定めることとしています。
76	再商品化手法については、LCA手法を活用し、客観的に検討を進めるべきである。	27	LCA手法を活用した再商品化手法に関する技術的見地からの評価及び検討を実施することとしており、その旨、基本方針に定めることとしています。
77	ボトル:0ボトルはマテリアルリサイクルに対して資源生産性は2.9倍優れた水平リサイクルであるにも関わらず、ほとんど優先されていないということに疑問を感じる。	5	今後の参考とさせていただきます。

量・比率関係告示(案)

番号	御意見等の概要	件数	御意見に対する考え方
別添資料5 特定容器比率について			
78	<p>プラスチック製容器包装、紙製容器包装について特定容器比率を100%とすることが必要である。特にプラスチック製容器包装についてみるとプラスチックフィルムで加工された袋類は業界では広く一般的に包装と呼称していることから特定容器利用事業者の多くが(食料品製造業を始め他の製造業や輸入業者など)特定容器にも係わらず算定係数の低い包装の算定係数で(簡易算定で)算定する特定事業者が多い。又前年度は特定容器で算定した事業者が次年度から包装に変えて算定する事業者も多くあり、過少申込みにつながっている事などから包装の区分をなくし、容器包装にまとめてガラス瓶やペットボトルと同じ様に100%にすべきである。</p>	1	<p>プラスチックフィルムで加工された袋類以外にも包装に用いられるものがあるため、包装の区分をなくすことは困難です。プラスチックフィルムで加工された袋は、業界での呼称に関わらず、特定容器に該当するものであり、引き続き事業者への周知徹底を図ることとしております。</p>
別添資料6 業種別比率について			
79	<p>業種別比率の高い食料品製造業、小売業等では、袋類について算定係数の低い包装として算定する等により、過少申込みをする事業者が多くある。このため、業種別の区分を製造業と小売業にするとともに輸入業者(包装で算定する事業者が多い)の区分を設けるなど業種区分の再検討が必要である。また、過少申込み対策としても係数の低い包装の区分をなくし容器に統一すべきである。</p>	1	<p>プラスチックフィルムで加工された袋類以外にも包装に用いられるものがあるため、包装の区分をなくすことは困難です。プラスチックフィルムで加工された袋は、業界での呼称に関わらず、特定容器に該当するものであり、引き続き事業者への周知徹底を図ることとしております。</p>
別添資料7 業種別特定容器利用事業者比率について			
80	<p>利用事業者の責任比率を製造事業者の比率より圧倒的に大きく設定するのは政策的に不当である。利用事業者は、製造事業者が製造した容器に中身を詰めて、容器と中身の両方を販売しているため、第11条2.口の販売見込額は、利用事業者の商品販売金額のうち容器部分(中身部分を控除した残り)と解釈するのが合理的である。</p>	1	<p>本法においては、その立法趣旨である拡大生産者責任を具体化すべく、特定容器については、容器の主な選択権を有する特定容器利用事業者に、主要な再商品化義務を負わせるとともに、その選択に係る容器について、その選択の範囲内で容器の諸特性を決める選択権を有する特定容器製造等事業者にも、従たる再商品化義務を負わせることとし、その具体的な按分割合を、費用が転嫁されるべき販売額に求めたものです。</p>
81	<p>「小売業」における利用事業者と製造等事業者の比率の格差についての理由を、小売業は「商品の付加価値を高めていること」や「負担力があること」にあると当局は説明している。一つの容器について見れば、両者の利用は「1」で等しいものとなるが、小売業では「容器の価格に、その容器を使用した商品の価格を上乗せした販売額」を参考に利用率が算出されている。この考え方の根拠を示していただきたい。</p>	1	<p>本法においては、その立法趣旨である拡大生産者責任を具体化すべく、特定容器については、容器の主な選択権を有する特定容器利用事業者に、主要な再商品化義務を負わせるとともに、その選択に係る容器について、その選択の範囲内で容器の諸特性を決める選択権を有する特定容器製造等事業者にも、従たる再商品化義務を負わせることとし、その具体的な按分割合を、費用が転嫁されるべき販売額に求めたものです。</p>
82	<p>「業種別特定容器利用事業者比率」は、主務省庁実施の調査に基づき算出された数値であるとはしても、特に、プラスチック製容器における「小売業の利用率」は、他業種と比較しても最も高い数値で推移している。</p>	1	<p>本法においては、その立法趣旨である拡大生産者責任を具体化すべく、特定容器については、容器の主な選択権を有する特定容器利用事業者に、主要な再商品化義務を負わせるとともに、その選択に係る容器について、その選択の範囲内で容器の諸特性を決める選択権を有する特定容器製造等事業者にも、従たる再商品化義務を負わせることとし、その具体的な按分割合を、費用が転嫁されるべき販売額に求めたものです。 プラスチック製容器における小売業の比率は、上記の考え方にに基づき、容器包装利用・製造等実態調査等の結果を踏まえたものです。</p>

83	<p>特にプラスチック容器包装についてみると全業種についてこの比率は高すぎる。企業規模から判断して中小の容器製造事業者は適用除外され特定事業者に該当するのは大手の製造事業者のみであり、現状義務を履行している個別企業約3万社のうち特定容器製造事業者は非常に少ないと考えられる。中小の容器製造事業者は適用除外されるが個人経営の町の卸小売業は企業規模からも特定事業者として法律に対応している事などから考えても、この比率は見直しが必要である。</p>	<p>再商品化義務の対象外となる小規模事業者の要件については、平均的な売上高を基に定めているため、製造業等は2億4000万円以下、商業又はサービス業は7000万円以下となっているものです。</p> <p>また、本法においては、その立法趣旨である拡大生産者責任を具体化すべく、特定容器については、容器の主な選択権を有する特定容器利用事業者に、主要な再商品化義務を負わせるとともに、その選択に係る容器について、その選択の範囲内で容器の諸特性を決める選択権を有する特定容器製造等事業者にも、従たる再商品化義務を負わせることとし、その具体的な按分割合を、費用が転嫁されるべき販売額に求めたものです。</p> <p>プラスチック製容器における小売業の比率は、上記の考え方にに基づき、容器包装利用・製造等実態調査等の結果を踏まえたものです。</p>
84	<p>本法において再商品化義務(費用)は、容器利用事業者と製造事業者との間で分担されており、それぞれ、容器を利用した商品の販売額と容器の販売額の比によって按分されているが、このことが法律を複雑にし、かつまた、法の運用にともなう作業を煩瑣なものにしている。リサイクル制度を有するヨーロッパ諸国や韓国では、この再商品化義務は、容器利用事業者のみが負っている例がほとんどであり、その理由は以下のごとく解釈できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中身に対する容器包装の選択は、容器利用事業者の専任事項であること。 ・消費者の選択によって購入される容器包装のリサイクルにともなう費用は、市場メカニズムを通じて商品価格に反映されるべしとされていること。(本法においても然り) ・そして、商品価格に転嫁反映させることは、容器利用事業者においてのみ可能であること。 <p>よって、本法においても、このような整理がなされ、法本来の方向性が明確にされることを希望する。</p>	<p>本法においては、その立法趣旨である拡大生産者責任を具体化すべく、特定容器については、容器の主な選択権を有する特定容器利用事業者に、主要な再商品化義務を負わせるとともに、その選択に係る容器について、その選択の範囲内で容器の諸特性を決める選択権を有する特定容器製造等事業者にも、従たる再商品化義務を負わせることとし、その具体的な按分割合を、費用が転嫁されるべき販売額に求めたものです。</p>

別添資料8 業種別特定容器利用事業者総排出見込量について			
85	<p>ペットボトル総排出見込み量、事業者系比率について以下の数字の差は理解し難いので精査を要望する。</p> <p>ペットボトル(清涼飲料製造業種):</p> <p>利用事業者 424,139トン 製造事業者 504,829</p> <p>事業者系比率:</p> <p>利用事業者 15% 製造事業者 0%</p>	<p>2</p> <p>可能な限り実態を反映するべく、調査結果から拡大推計しているものです。引き続き精度向上に努めてまいります。</p>	

別添資料9 特定事業者責任比率について			
86	<p>卸・小売業に属する中小の事業者の多くが特定事業者として義務を履行しているのに対し、農業、漁業、林業を始め各種の製造業が企業規模から適用除外されていることをみると、特にプラスチック製容器包装、紙製容器包装について特定事業者責任比率は80～90%程度に下げべきである。</p>	<p>1</p> <p>再商品化義務の対象外となる小規模事業者の要件については、平均的な売上高を基に定めているため、製造業等は2億4000万円以下、商業又はサービス業は7000万円以下となっているものです。</p>	

別添資料10 再商品化義務総量について			
87	<p>ペットボトルの独自処理が83千トンと見込まれているが、平成18年度の量と比較して過少であるので、精査すべきである。また、指定法人以外への引渡しが83千トン以内となることを国の達成目標とすべきである。</p>	<p>3</p> <p>調査の結果については、実態を反映しているものと考えておりますが、引き続き精度向上に努めてまいります。</p> <p>また、分別収集して得られた容器包装廃棄物については、市町村はできる限り指定法人等へ引き渡すよう、基本方針に盛り込んでおります。</p>	

88	<p>分別収集見込量300千トンのうち市町村の独自処理見込み量が83千トンあるにもかかわらず、それを無視して義務総量を300千トンとするのは不当である。</p>	<p>1 紙製容器包装等の他の品目と比べて市町村分別収集見込量に占める市町村独自処理見込量の割合は小さく、再商品化義務総量に大きな影響を及ぼさないとの判断を行ったものです。</p>
89	<p>ペットボトルの義務総量について、現行の数値の算定(決め方)は容認できない。下記の点を強く要望する。 平成19年度の分別収集見込量300千トンのうち市町村の独自処理見込み量が83千トンあるにもかかわらず、それを無視して義務総量を300千トンとするのは不当。仮に算定するとしても、ペットボトルの場合、平成19年度の再商品化能力400千トンあることより、指定法人への引渡し量217千トンを義務総量とすべきである。 独自処理が見込み量83千トンと見込まれているが、平成18年度の量(141千トンの見込み量)と比較して過少であるので、精査すべきである。さもなくば、指定法人以外への引渡し量が83千トン以内となることを国の達成目標とすべきである。 ペットボトルが指定法人に引き渡されず、独自ルートに大量に流れていること及び海外輸出の大量増加などの現状をもっと真剣に考えてほしい。</p>	<p>1 については、独自処理見込量については、紙製容器包装等の他の品目と比べて市町村分別収集見込量に占める市町村独自処理見込量の割合は小さく、再商品化義務総量に大きな影響を及ぼさないとの判断を行ったものです。 1 については、調査の結果については、実態を反映しているものと考えておりますが、引き続き精度向上に努めてまいります。 また、及び については、分別収集して得られた分別基準適合物については、市町村に対し指定法人等へ引き渡すこととし、基本方針に盛り込むこととしております。</p>

別添資料11 業種別特定容器製造等事業者総排出見込量に

	(特に意見なし)	
--	----------	--

別添資料12 特定包装利用事業者総排出見込量について

	(特に意見なし)	
--	----------	--

その他の御意見等

番号	御意見等の概要	件数	御意見に対する考え方
90	現在の容器包装リサイクル法では、リサイクルするときの処理にかかる市町村の金銭的負担(税金)が大きく、環境負荷も高く、マテリアルリサイクル率が50%未満で効率が悪いのが現状である。廃プラはリサイクルには適さず、マイナス面ばかりが目立つ上、リサイクル業者が処理費用を受け取った後で、リサイクルせず、野山に捨てているという事例も報道されている。環境破壊、経済損失、健康被害などに結びつく大きな問題をかかえていることを再確認し、マテリアルリサイクルを推進する事が、日本国民にとって本当に有益性があるかどうかを見直してほしい。	12	今後の参考とさせていただきます。
91	一番納得できないのが、リサイクル費用としてトンあたり約10万円支払われる事であり、このシステムを変えない限り廃プラのマテリアルリサイクルの是非を問う根本的な問題の解測には到らない。一番リサイクル率の低い廃プラのマテリアルリサイクルに巨額の財政投資をしたうえで、再商品化されたものが一度しか使用されないでゴミになるのは本末転倒である。廃プラのリサイクルに関してのリスク管理という観点からも是非容器包装リサイクル法の見直しを真剣に論議していただきたい。	1	今後の参考とさせていただきます。
92	プラスチック製容器包装のリサイクルによって出来た製品(パレット、擬木等)の用途の実態と、リサイクルにおける高コスト化の実態が、国民に十分理解されておらず、国、地方公共団体、事業者や消費者といった各主体の連携の下で普及・啓発のための取組を推進していく必要があると考える。	1	今後の参考とさせていただきます。
93	容器包装リサイクル法における再商品化については、燃料以外の製品への再商品化を原則としているが、環境への負荷低減に対する有効性も考慮して優先順位付けを再検討されることを望む。また、再商品化の優先順位は、利用事業者引渡し時に有価である再商品化手法が優先されることを希望する。	1	循環型社会形成推進基本法において、環境負荷の低減にとって有効と認められるとき以外は、再生利用を熱回収よりも優先するという基本原則が定められており、これに基づき、容器包装リサイクル法における再商品化の在り方が定められています。
94	容器包装リサイクル法第2条第8項の再商品化手法に、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物を圧縮又は破砕することにより均質にし、かつ、一定の形状に成形したもの(固形燃料等)を追加することに賛成する。	1	本案の内容に賛成する御意見と理解します。
95	固形燃料等の品質が当社受け入れ基準に合致する限りにおいて、その受け皿として積極的使用に努める。	1	本案の内容に基本的に賛成する御意見と理解します。
96	再商品化指定業者の選定基準を明確にすべきである。具体的には以下のとおり。 一般廃棄物処理施設の許可取得を入札条件とする。 環境マネジメント(ISO14000・エコアクション21等)を取得している。 RPFの売却実績には、購入者の確認を条件として報告する。 再商品化指定業者は、プラスチック原料・紙原料の選別資源化を1割程度以上義務化する。 処理作業状況をインターネットカメラで公開できる事業者を優遇する処置を取る。	1	今後の参考とさせていただきます。
97	環境負荷の軽減の為に基準を明確にすべきである。具体的には、再商品化指定業者の所在市町村及び隣接地は、重大な弊害が無い限り、優先して取り引き出来るようにする。(地元市町村であれば、集荷・選別・プレス圧縮・輸送の工程が、直接搬入によって省略する効果が得られる。)	1	今後の参考とさせていただきます。
98	その他プラスチックとその他紙くずを1つの分類として纏めることを容認すべき(市民の分別の効率化アップと収集効率アップの効果が見込めるため)。	1	今後の参考とさせていただきます。

99	ラップ類は、衛生上・品質上(塩ビ混入)の観点から、再商品化を困難にするため、除外対象(混入不可)として欲しい。	1	今後の参考とさせていただきます。
100	プラスチックのリサイクルは、ごみ減量の解決手段として根本的ではない。焼却処分よりは一步前進だが、recycleよりも、refuse(過剰包装を断る、禁止することや、reuse(再利用)が大切だと思う。プラスチックのリサイクルのために、圧縮、梱包するだけでも、有害な化学物質がたくさん出て様々な自律神経失調症状を起こすことになる。また、リサイクルに要する莫大な費用を税金から支出することに反対する。日本では、企業の利益が優先されすぎて、住民の税金で負担させすぎると思う。	1	今後の参考とさせていただきます。
101	プラスチック製品の素材を限定してリサイクルしやすくすべきで、そして出来る限りリサイクルをするという方向にすべきである。	1	今後の参考とさせていただきます。
102	ペットボトルが激増する一方で、「リターナブルびん」がどんどん減ってしまっていることが残念でならない。これも法整備がなされていない結果であり、スウェーデンのように、石油資源からの脱却をかかげ植物原料によるプラスチックへの転換をめざすべきである。	1	今後の参考とさせていただきます。
103	環境省が環境のことを本当に考え、リサイクルにとりかかってほしい。温暖化に拍車をかけ、見て見ぬふりでは困る。国民全体にリサイクルを進め、企業も一緒にやっつけていけば少しでもCO2も減り(焼却灰)、焼却炉はへらし、病気(癌、アトピー、喘息)をへらし、健康で働ける国民をめざしてほしい。健康に気を付けている人でも、例えばタバコを吸っていない人でも、1位は肺癌ということは空からふってくるのではないかと、そうじをしてもすぐほこりになるという声もある。リサイクル対策であり、遅すぎる対策では仕事の質が問われる。	1	今後の参考とさせていただきます。
104	ボランティア団体の研修の一環で、トレイのリサイクル工場に行ったことがあり、そこで初めてトレイはトレイへとリサイクルされていることを知った。再生トレイは衛生面では何ら問題はなく、環境負荷が極めて少ない理想的な容器であると思う。この再生トレイをあらゆるスーパーで積極的に取り入れるべきなのではないか。そのためには、法的な部分でメリットをもたらす必要があると思う。	1	今後の参考とさせていただきます。
105	この制度改正が決まれば、容器包装利用事業者が易リサイクル化に取り組む上でのインセンティブになり、活動の推進がしやすくなる。また、良質なベトリサイクル資源量の増加は、リサイクル業者の健全な育成に大きく貢献するものと期待する。	1	本案の内容に賛成する御意見と理解します。
106	薬局は、日本標準産業分類において、「調剤薬局」として「医薬品・化粧品小売業」に分類されており、再商品化義務を履行している。今般の改正により、医薬品・化粧品小売業は指定容器包装利用事業者の業種として定められることとされている。一方、平成18年6月には「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」が成立し、調剤を実施する薬局は「医療提供施設」と位置づけられた。これまで、病院等において交付される薬剤を包装する袋(通称「薬袋」)については、「容器包装リサイクル法の対象たる「容器包装」ではない」との見解がなされている。薬局が「医療提供施設」として医療法上位置づけられたことを受けて、薬局において調剤という医療サービスの一環として交付されているもの(薬袋)については、医療機関において交付される薬袋と同様、同法における「容器包装」に該当しないこととしていただきたい。	1	良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律における定義にかかわらず、病院外の薬局で処方される薬袋は、商品が貴消された場合に不要となるものとして、容器包装に該当します。
107	現行どおり事業系容器包装が特定容器包装に該当し、これを用いる事業者に対しても帳簿を作成し保存することを課すことが必要であれば、立ち入り調査を含めて指導を行い、公平性を確保することは行政に課せられた責任である。	1	今後の行政執務を適切に行っていくこととしています。

(別添3)

小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(案)

番号	御意見等の概要	件数	御意見等に対する考え方
----	---------	----	-------------

目標の設定			
1	「判断の基準」や「定期報告」で小売業として算定する容器包装の範囲について、店舗段階(または消費者への販売段階)で付加された容器包装を対象にしていることを明確にすることが必要である。	1	小売業に属する事業において用いられる容器包装を対象としていることから、対象となる容器包装が、小売業に属する事業において、(すなわち、小売段階で)その販売する商品を入れ、又は包むもの(例えば、レジ袋、トレイ、ラップ、ロール袋、紙袋、段ボール等)に限定されることは明らかであると考えております。
2	通販業界においては、容器包装の削減に関する目標設定は困難である。	1	目標の設定は、事業者の自主的取組が効果的に行われるよう求めることとしているものであり、容器包装の使用原単位の低減に関する目標となります。容器包装の使用原単位とは、容器包装を用いる量を、これと密接な関係を持つ値で除して得た値とし、事業者が、業種・業態を踏まえ、最も適切な指標を選択することが可能です。
3	対象となる小売業者の範囲について、容器包装リサイクル法の適用範囲に合わせるべきである。	1	小売業の中でも、業として取り扱う主要商品の大きさや性状により、レジ袋や紙袋といった消費者が商品を持ち運ぶために利用される容器包装の使用実態が想定されないものや、使用量が少ないため使用の合理化の取組を求める必要性が少ない業種が存在するため、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための取組を実施できる小売業として、個別の業種分類ごとに指定することとしたものです。

容器包装の使用の合理化			
4	「薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること」の前に、「容リ法ルート又は店頭回収等により得られた再生原料を利用した容器包装及び」を追加した文章に修正すべき。	121	省令案により定める判断の基準は、小売業者の用いる容器包装についての使用の合理化を求めるものです。再生原料を利用した容器包装については、必ずしも使用の合理化に寄与するものではないため、例示しておりません。
5	2(2)の中に「リターナブル容器を用いた商品を積極的に提供すること」を加えるべきである。	28	省令案により定める判断の基準は、小売業者の用いる容器包装についての使用の合理化を求めるものです。リターナブル容器入り商品の容器については、当該小売業者による使用の合理化の対象とならないため、例示しておりません。
6	取組として、容器包装を有償で提供することを優先するべき。	28	地域や業態によっては立ち寄り客が多いなどの事情があり、容器包装の削減効果の表れ方は一律ではないため、事業者は取組の例示を参考にしつつ、それぞれの業態に照らして実行可能な取組を行うこととしております。
7	それぞれの事業者の業態に合った取組が求められるので、容器包装の使用の合理化の具体的な取組に関して、省令で例示することは好ましくない。	22	事業者の判断の目安となるよう、既に取組が行われ、効果が認められるとされているもののうち代表的なものを例示しているものであり、業態に応じた事業者の創意工夫を制限するものではありません。
8	「容器包装廃棄物の排出の抑制を『相当程度促進』する」の「相当程度」とはどの程度かを明確にすることが必要である。	11	ここでいう「相当程度」とは業種・業態に応じ異なると考えられるため、一律の基準を想定するものではありません。個々の事業者にとってより一層の努力によって到達されるべき程度を意味しております。

9	容器包装の使用の合理化をしにくい場合、代替措置としての店頭回収を位置付けることを望みます。	8	店頭回収は多様な回収ルートの確保による分別収集等の促進等の観点から望ましい取組ですが、法律により求められている取組は容器包装の使用の合理化であるため、店頭回収のみでは義務を履行したことはありません。
10	取組の例示について、全ての事業者が共通してできることから順に掲げるべきである。	7	容器包装の使用の合理化の取組のうち、既に行われているものについて例示したものです。規定の順番により、事業者の努力度合の優劣を評価することにはなりません。
11	容器包装のもつ出所表示機能や買い物袋持参による小売店の保安経費などを鑑み、行過ぎた「容器包装の有償化」は削除すべきである。	4	事業者の判断の目安となるよう、既に取組が行われ、効果が認められるとされているもののうち代表的なものを例示しているものであり、業態に応じた事業者の創意工夫を制限するものではありません。
12	使用済み容器包装材の自主回収や容器以外のリユースについても使用の合理化に向けた取組に入れるべきである。	2	店頭回収は多様な回収ルートの確保による分別収集等の促進等の観点から望ましい取組ですが、法律により求められている取組は容器包装の使用の合理化であるため、店頭回収のみでは義務を履行したことはありません。 なお、容器のリユースによって容器包装の使用の合理化が図られる場合には、取組に含まれることになります。
13	自主回収・リサイクル、リユースについても合理化のための取組として挙げるべきである。	2	店頭回収は多様な回収ルートの確保による分別収集等の促進等の観点から望ましい取組ですが、法律により求められている取組は容器包装の使用の合理化であるため、店頭回収のみでは義務を履行したことはありません。 なお、容器のリユースによって容器包装の使用の合理化が図られる場合には、取組に含まれることになります。
14	すでにレジ袋有料化などの取組を実施している事業者については、これまでの取組も含めて評価するべきである。	2	既に実施している容器包装の使用の合理化のための取組についても、これを考慮して評価することとしています。
15	店頭回収を実施している場合には、当該店舗数、回収している容器包装の種類、量、処理方法についても、報告すべき事項に追加するべき。	1	店頭回収は多様な回収ルートの確保による分別収集等の促進等の観点から望ましい取組ですが、法律により求められている取組は容器包装の使用の合理化であるため、店頭回収のみでは義務を履行したことはありません。 なお、容器のリユースによって容器包装の使用の合理化が図られる場合には、取組に含まれることになります。
16	通販業界においては、容器包装の合理化は困難である。	1	法の趣旨を踏まえ、容器包装の使用量の多い業種であって、容器包装の使用方法の変更や代替手段を用いること等により容器包装の使用の合理化を行うことが期待される小売業に属する事業を指定することとしたものです。 容器包装の使用の合理化については、業種・業態による差異はあるものの、取り組むことは可能と考えております。
17	「～すること」という表現は強制であるような印象を与えるため、「～の方法」といった記述に変更すべき。	1	2(1)、(2)に掲げる取組は例として示しているものです。「…すること。」との表記は法令上の規定方法に従ったものです。

情報の提供			
	18	提供される情報について、事業者ごとに各自治体内での合理化の実績を公表すべきである。	1 本規定は、事業者に対して、消費者への情報提供を求めるに当たって代表的なものを例示したものであり、創意工夫を制限するものではありません。
	19	排出の抑制を促進するための情報は、市民・自治体・他の事業者等で共有すべきであり、その内容を広く公表すべきである。	1 省令案の内容に賛成する御意見と理解します。
	20	事業者の呼びかけとともに、国としても意識改革の呼びかけを行ってほしい。	1 事業者による情報の提供とともに、国においても、関係主体の意識改革が促進されるよう、必要な措置の実施に努めてまいります。
	21	情報の提供を一律に求めるのではなく事業者側の裁量にゆだね、自治体との連携も重要である。	1 本規定は、事業者に対して、消費者への情報提供を求めるに当たって代表的なものを例示したものであり、創意工夫を制限するものではありません。

体制の整備等			
		該当意見なし	

安全性等の配慮			
	22	省令案の「2. 容器包装の使用の合理化(2)」と「5. 安全性等の配慮」は、記載の順番を改め、安全性や品質保持等を犠牲にしてまで薄肉化を強要するものではないことを明確に強調すべきである。	1 記載の順番を改めなくとも、ご指摘の趣旨が明示されているものと考えます。
	23	食品容器包装に関しては、排出抑制と共に、食の安全・安心を守る観点から、第三者が認証する制度を国が設ける等の措置を別途、検討すべきであり、他の法律や関連業界の自主基準等との整合性を踏まえた安全性の確認措置を講ずるべきである。	1 今回の意見募集の対象外ですが、今後の参考とさせていただきます。

容器包装の使用の合理化の実施状況の把握			
		該当意見なし	

関係者との連携			
	24	関係者との連携については、容器包装ごみの削減につながるように省庁間、自治体、マスコミ及び消費者等の連携を促進するよう希望します。	1 省令案の内容に賛成する御意見と理解します。
	25	フランチャイジーの容器包装の使用量実態を捕捉するのに要するシステム(改修又は構築)の費用補填等の助成に係る制度等を制定していただきたい。	1 義務の履行に関する支援措置はございません。
	26	再商品化義務履行において「本部代理人一括契約」を通しフランチャイズチェーン本部が再商品化委託契約を代行している場合、フランチャイズチェーン本部へのリサイクル協会による相当な対価(事務代行手数料等)に関する制度等を制定していただきたい。	1 義務の履行に関する支援措置はございません。

その他・全般			
27	対象となる容器包装材は、「容器包装リサイクル法」上の再商品化委託契約の対象となる容器包装材にするべきである。	3	再商品化義務については、従来から回収の仕組みが存在し、選別、圧縮等された後に有価で取引されている実態のある容器包装区分に係る分別基準適合物については義務を課す必要がないため適用除外としています。一方、小売業者の排出抑制促進措置については、容器包装廃棄物の排出抑制が目的のため、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、段ボール製容器包装その他の、全ての用いる容器包装が対象となります。
28	容器包装多量利用事業者以外の小売業者についても取り組みを担保するもしくは推進する方策が必要である。	3	判断の基準は、指定容器包装利用事業者全体に対して主務大臣が定め、取組の実施を求めるものです。このうち、使用量が一定量以上の事業者のみを勧告、公表等の対象としておりますが、指定容器包装利用事業者全体に対しても、判断の基準の内容の周知、適切な指導等を通じて、取組の推進を図ってまいります。
29	容器包装リサイクル協会や国、都道府県など提出先によって報告の対象となる容器包装材が異なることは反対である。	1	報告対象となる品目が異なるのは、制度の趣旨・目的が異なるためです。 再商品化義務履行のための委託契約申し込み先と定期報告の提出先が異なることについては、制度の周知徹底に努めてまいります。
30	「3.情報の提供」「4.体制の整備等」については、フランチャイズチェーン事業の場合、チェーン全体として取り組むことを認めていただきたい。	1	フランチャイズチェーン本部には、「7.関係者との連携」の取組として、加盟店も含めた「3.情報の提供」「4.体制の整備等」に取り組むことが期待されます。ただし、個々の加盟店自身も容器包装多量利用事業者となる場合には、個々の加盟店における取組も求められます。
31	「判断の基準」や「定期報告」で小売業として算定する容器包装の範囲について、店舗段階(または消費者への販売段階)で付加された容器包装を対象にしていることを明確にすることが必要である。	1	小売業に属する事業において容器包装を用いる事業者を対象としていることから、対象となる容器包装が、小売業に属する事業において、(すなわち、小売段階で)その販売する商品を入れ、又は包むもの(例えば、レジ袋、トレイ、ラップ、ロール袋、紙袋、段ボール等)に限定されることは明らかであると考えております。
32	特に小型商品の梱包においては、段ボール製容器包装から「プラスチック製緩衝材+紙袋」等への代替が予想されるが、このような場合では発生量抑制につながらない。	1	省令案により定める判断の基準は、小売業者の用いる容器包装についての使用の合理化を求めるものであるため、別の素材への転換により容器包装の使用の合理化が図られない場合は、判断の基準に示される取組の例示を参考にしつつ、それぞれの業態に照らして適切な取組を図ることが求められます。

小売業に属する事業を行う容器包装多量利用事業者の定期の報告に関する事項を定める省令(案)

番号	御意見等の概要	件数	御意見に対する考え方
----	---------	----	------------

提出方法			
33	排出抑制促進措置に係る定期報告は毎年度6月末日までとありますが、再商品化委託契約の締結が翌年の1月～2月までとなっている関係上その提出時期に合わせるべきと考えます。	1	排出抑制促進措置に係る定期報告は容器包装を用いた量等の前年度の実績を報告する趣旨であるため、毎年度6月末日までに国に提出することとしています。一方、特定事業者の指定法人との再商品化契約の締結期限は、再商品化を円滑に実施するため前年度の3月末日としていることから、時期を合わせるのは困難です。
34	「指定の様式」を早期に提示していただきたい。	1	「小売業に属する事業を行う容器包装多量利用事業者の定期の報告に関する事項を定める省令」の別記様式として定めることとしております。
35	「定期報告書の提出先」を地方部局への提出可能性も含め明確にしてください。	1	定期報告書の提出先及び地方部局への提出可能性については、主務省庁間で整理し、施行に向けて周知してまいります。

容器包装を用いた量			
36	報告対象とするのは、「小売業」と分類される事業者が再商品化義務量の算定の際の用途区分「小売」に該当する容器と、「包装」に該当する包装のうち販売場所で使用した包装とすべきである。	1	小売業に属する事業において用いられる容器包装を対象としていることから、報告対象となる容器包装は、小売業に属する事業において、(すなわち、小売段階で)その販売する商品を入れ、又は包むもの(例えば、レジ袋、トレイ、ラップ、ロール袋、紙袋、段ボール等)となります。
37	報告事項に「容器包装を回収した量」を加えるべき。	7	判断の基準は、小売業者の用いる容器包装についての使用の合理化を求めるものです。容器包装を回収する場合であっても、回収した容器包装を容器包装として再使用しない場合などは容器包装の使用の合理化にはあたらなため、排出抑制促進措置に係る報告の内容として容器包装の回収量を規定する必要はないものと考えております。ただし、容器包装の使用原単位の低減に効果をもつものであれば、「判断の基準に基づいて実施した取組以外の、容器包装の使用の合理化のために実施した取組」として、報告して頂くことが可能です。
38	定期報告対象にペットボトルを追加するべき。	1	小売業に属する事業以外の事業において用いる(その販売する商品を入れる)ペットボトルについては、小売業に属する事業を行う者における容器包装の使用の合理化の対象とはなりません。なお、ペットボトルについても、小売業に属する事業において、(すなわち、小売段階で)その販売する商品を入れ、又は包む容器包装にあたる場合であれば、「その他の容器包装」として報告事項となります。
39	容器包装リサイクル法に係る再商品化義務履行における「販売に用いた特定容器の量」の捕捉は、「前年度」に固執せずに再商品化義務履行の捕捉単位と連動した報告を認めていただきたい。	1	排出抑制促進措置に係る定期報告は容器包装を用いた量等の前年度の実績を報告する趣旨であるため、毎年度6月末日までに国に提出することとしています。一方、特定事業者の指定法人との再商品化契約の締結期限は、再商品化を円滑に実施するため前年度の3月末日としていることから、時期を合わせるのは困難です。

40	「容器包装を用いた量」とともに、再生紙やリサイクルトレイなど再生品の量を報告すべき。	1	再生品を用いることは再商品化の促進の観点から望ましい取組ですが、容器包装の使用の合理化に寄与するものではないことから、報告の対象には含めておりません。
41	ダンボール製容器包装を報告対象外とすべき。	10	報告対象となる容器包装については、容器包装廃棄物の排出抑制が目的のため、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、段ボール製容器包装その他の、小売業者の用いる全ての容器包装が対象となります。
42	単に、法で規定の対象品目ごとの報告ではなく、「法で規定の対象品目ごとに、その内訳(容器包装としての用途)の例示を記載して周知を図る」ことが必要である。	1	対象品目ごとの報告に当たっては、代表的な用途について報告書様式に例示を記載し、任意記入事項として情報の提供を求める予定です。

判断基準に基づき実施した取組及びその他の容器包装の使用の合理化に関し実施した取組

43	「判断の基準」や「定期報告」で小売業として算定する容器包装の範囲について、店舗段階(または消費者への販売段階)で付加された容器包装を対象にしていることを明確にすることが必要である。	6	小売業に属する事業において容器包装を用いる事業者を対象としていることから、対象となる容器包装が、小売業に属する事業において、(すなわち、小売段階で)その販売する商品を入れ、又は包むもの(例えば、レジ袋、トレイ、ラップ、ロール袋、紙袋、段ボール等)に限定されることは明らかであると考えております。
44	フランチャイザーに求める責務の範囲は、フランチャイジーの小売業分野のみの報告で良いのかを明確にしてください。	1	フランチャイザーには、本部の取組について報告が求められますが、フランチャイジーが小売業に属する事業において用いた容器包装の量や容器包装の使用の合理化のために実施した取組についても、関係者との連携の取組として報告することが期待されます。
45	「相当程度」とは、どの程度のことを求めようとしているのか、予めその解釈を分かりやすく示しておくべきである。	1	ここでいう「相当程度」とは業種・業態に応じ異なると考えられるため、一律の基準を想定するものではありませんが、個々の事業者にとってより一層の努力によって到達されるべき程度を意味しています。
46	事業者の取組については、用いられた容器包装の量(kg)のみならず、多重容器包装の場合、内容物に用いられる他の容器包装の薄肉化等により外側の容器包装の重量化が必要となる場合等を加えて評価していただきたい。	1	取組の評価に当たっては、それぞれの業種・業態を踏まえることとしております。
47	事業者の取組については、用いられた容器包装の量(kg)のみならず、「仮に他の素材の容器包装に代替された場合における再商品化コストの増大の可能性」を加味して評価していただきたい。		「再商品化コスト」は排出抑制促進措置に係るものではないことから、評価事項とすることは適当ではないと考えております。
48	容器包装の材質による適用除外条件を厳しくするようご検討いただきたい。	1	材質に拘わらず容り法上の「容器包装」に該当するものについては全て排出抑制促進措置の対象となります。

売上高、店舗面積その他の容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値			
49	売上高、店舗面積その他の容器包装材を用いた量と密接な関係をもつ値については、統一的管理指標をもつべきである。	5	「容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値」については、個々の事業者が自らの取組を評価するため、業種・業態に応じて個別に設定することとしておりますが、適切に指標が設定されるよう制度の趣旨について周知してまいります。
50	「密接な関係を持つ値」に「店舗数」を加えていただきたい。	1	「店舗数」が容器包装の使用状況を把握・評価する上で適切な指標となる事業者の場合は「その他の当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値」として報告することが可能です。

容器包装の使用原単位			
51	初年度の報告は「平成19年度から平成15年度まで」の過去5年度分が報告の対象年度となると考えてよいのか。	1	初年度の報告は平成19年度分が報告の対象となります。

その他・全般			
52	「容器包装の再商品化の高度化」を図るための経済的インセンティブを与える制度の導入を強く要請致します。	364	今回の省令案に対する御意見ではありませんが、今後の施策の参考とさせていただきます。
53	再生容器の使用を推進する仕組みをつくるべき。	175	リターナブル容器の利用の促進については、リターナブル容器の普及の可能性がある新たなビジネスモデルの導入の支援等を行っているほか、自主回収認定制度見直しの検討を行っているところです。今後の参考とさせていただきます。
54	容器包装多量利用事業者以外の小売業者についても取り組みを担保するもしくは推進する方策が必要である。	5	判断の基準は、指定容器包装利用事業者全体に対して主務大臣が定め、取組の実施を求めるものです。このうち、使用量が一定量以上の事業者のみを勧告、公表等の対象としておりますが、指定容器包装利用事業者全体に対しても、判断の基準の内容の周知、適切な指導等を通じて、取組の推進を図ってまいります。
55	紙製手提げ袋の有料化に反対。	1	事業者の判断の目安となるよう、既に取組が行われ、効果が認められるとされているものうち代表的なものを例示で示しているものであり、業態に応じた事業者の創意工夫を制限するものではありません。

56	プラスチック製容器包装の再商品化について、燃料としての利用の追加に賛成。	1	プラスチック製容器包装に係る燃料として利用される製品の追加については「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令」によって定められました。 なお、その手法としての利用の考え方については、基本方針において定められます。
57	フランチャイジーの容器包装リサイクル法に係る再商品化義務履行において、定期報告はそれぞれの捕捉単位と連動した報告を認めていただきたい。	1	再商品化義務履行においては「排出見込量」の算定に際して、前々事業年度において販売した商品に用いた容器包装の量等を使用することを認めておりますが、排出抑制促進措置に係る定期報告は全国一律に取組状況を把握するため、前年度の容器包装を用いた量を報告事項としております。
58	関連した省令の中で、容器包装の材質による適用除外条件を厳しくし、容器包装を削減するとともに、リサイクルを推進できるようご配慮いただきたい。	1	材質に拘わらず容り法上の「容器包装」に該当するものについては全て排出抑制促進措置の対象となります。
59	小売事業者の取組むべき事項に「リターナブル容器に入った製品を扱うこと」を加えるべきである。	1	小売業者が、リターナブル容器入り商品等を選択することは排出の抑制の観点からは望ましい取組ですが、リターナブル容器入り商品の容器については、小売業者が用いる容器包装の使用の合理化の対象とならないため、例示しておりません。
60	食品のプラスチックトレイから紙トレイへの転換を図る施策が必要である。	1	今回の省令案に対する御意見ではありませんが、今後の施策の参考とさせていただきます。
61	対象となる容器包装材については、「容器包装リサイクル法」上の再商品化委託契約の対象となる容器包装材にするべき。	1	報告対象となる容器包装については、容器包装廃棄物の排出抑制が目的のため、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、段ボール製容器包装その他の、小売業者の用いる全ての容器包装が対象となります。
62	店頭回収方式による容器包装のリサイクルに関して、廃棄物処理法など関連法における位置づけの明確化を求めたい。また、業界の自主的回収・再商品化実績に対して、関連法での取り扱いも視野に入れた新たなインセンティブの検討を求める。	1	今回の省令案に対する御意見ではありませんが、今後の施策の参考とさせていただきます。
63	容器包装の材質が複合材で、プラスチック製容器包装の範囲から外れる場合、今回の削減目標から外してもいいということは、リサイクルせず廃棄できるということになり、一般廃棄物の増大等マイナスの現象が懸念される。	1	材質に拘わらず容り法上の「容器包装」に該当するものについては全て排出抑制促進措置の対象となります。